

## 危機管理体制の見直しについて

長野県危機管理防災課

### 1 課題

- (1) 本部体制と非常参集体制の違いや関連性が不明確で分かりづらく、混乱を招きやすい
- (2) 既存の警戒・対策本部の区分(DからB体制)が不明確

### 2 見直し

- (1) 本部体制-参集体制-参集範囲の基準を明示するとともに、本部体制と参集基準を統一
- (2) 警戒・対策本部の区分(DからC体制)を廃止するとともに、災害ごと(地震、火山、原子力、風水害その他)の参集範囲を明確化

### 3 地域防災計画修正箇所

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

第3節 非常参集職員の活動 第3 活動の内容

(震災対策編、火山災害対策編、原子力災害対策編、その他災害対策編に関しては、風水害対策編を参照)

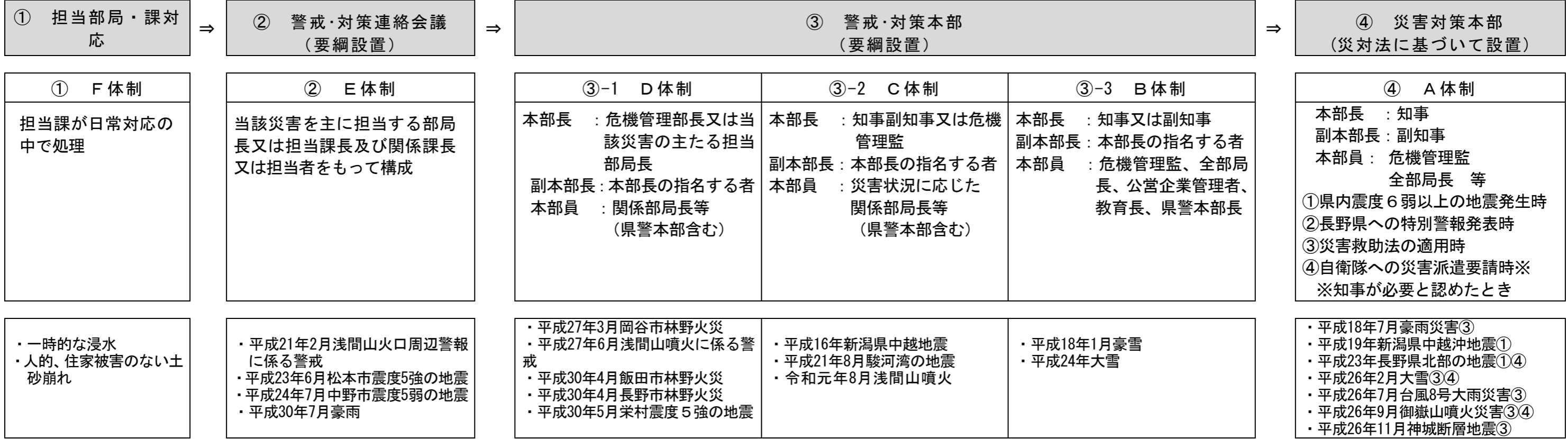
### 4 経過

- R1. 8. 26 風水害に係る警戒レベルの導入や令和元年8月の浅間山噴火等を踏まえ、「危機管理体制」の見直し案を作成
- R1. 9. 11 政策会議により議論
- R1. 11. 1 「危機管理初動体制」暫定運用開始
- R2. 2. 18 長野県防災会議幹事会にて承認
- R2. 3. 4 長野県防災会議にて承認(予定)  
「危機管理初動体制」正式運用開始

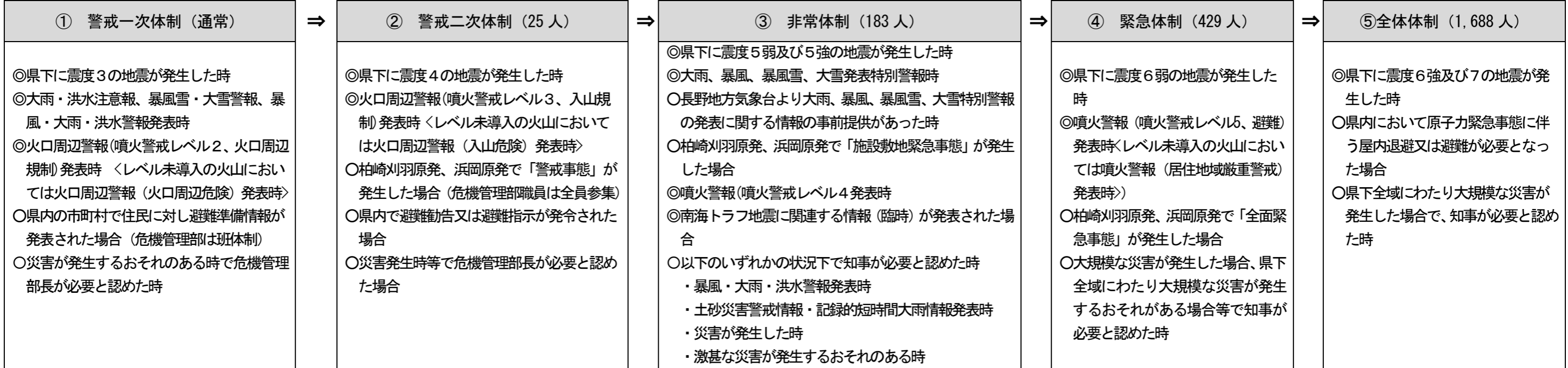
# 危機管理体制（見直し前）

**課題** ○本部体制と非常参集体制の違いや関連性が不明確で分かりづらく混乱を招きやすい  
 ○警戒・対策本部の区分(DからB体制)が不明確

## 1 災害時等における本部体制（※災害等の規模 ①⇒②⇒③⇒④の順に大きくなる。）



## 2 非常参集体制 <危機管理事象の状況によって以下の体制から選択する。> (根拠：長野県地域防災計画)



# 危機管理 初動 体制（修正案）

体制	① 担当部局・課対応	⇒	② 警戒連絡会議	⇒	③ 警戒・対策本部	⇒	④ 災害対策本部 (災対法・地域防災計画に基づいて設置、全部局参集)		
役割	主に災害発生前に情報収集・伝達を行う		避難者や軽微な被害の発生が想定される中、情報収集・共有を行う。		<b>災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害予防及び災害応急対策を行う。必要に応じて災害対策本部への移行準備を行う。</b>		<b>災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害対策に特化した組織を編成し、情報収集、災害対策方針の作成、方針に沿った災害予防及び災害応急対策を行う。</b>		
幹部参集	担当課が平常業務の中で処理		危機管理部長、当該災害を主に対応する課の課長及び部局防災担当者をもって構成		本部長：危機管理監(対応出来ない場合は副知事の内、予め定めた者) 本部長：別紙の部局長 <b>又は予め定めた者</b>		本部長：知事(対応出来ない場合は副知事又は危機管理監の内、予め定めた者) 副本部長：副知事 本部長：危機管理監、全部局長、公営企業管理者、教育長、県警本部長		
職員参集	第一次参集(当番者対応)	⇒	第二次参集(25人)	⇒	第三次(非常)参集(183人)	⇒	第四次(緊急)参集(429人)	⇒	全員参集(1,688人)
設置及び参集基準(いずれかを満たした場合、◎は自動参集)	地震	◎県内震度3の地震発生時	◎県内震度4 <b>又は5弱</b> の地震発生時	◎県内震度5強の地震発生時 ◎南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は(巨大地震注意)発表時	◎県内震度6弱の地震発生時 ◎南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時	◎県内震度6強及び7の地震発生時			
	火山		◎噴火警戒レベル2(火口周辺規制)発表時<レベル未導入の火山は火口周辺警報(火口周辺危険)発表時>	◎噴火警戒レベル3(入山規制)発表時<レベル未導入の火山は火口周辺警報(入山危険)発表時> ◎噴火速報発表時	◎噴火警戒レベル4(避難準備)発表時	◎噴火警戒レベル5(避難)発表時<レベル未導入の火山は噴火警報(居住地域嚴重警戒)発表時>			
	原子力		◎柏崎刈羽原発、浜岡原発で「警戒事態※」が発生した場合(危機管理部は全員)	◎柏崎刈羽原発、浜岡原発で「施設敷地緊急事態※」が発生した場合	◎柏崎刈羽原発、浜岡原発で「全面緊急事態※」が発生した場合	◎県内において「原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となった場合			
	風水害その他	◎大雨若しくは洪水注意報又は大雨、洪水、暴風、暴風雪若しくは大雪警報発表時 ◎林野火災における空中消火実施時 ◎県内の市町村で住民に対し警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始が情報発令時(危機管理部は班体制) ◎災害が発生するおそれのある時で危機管理部長が必要と認めた場合	◎県内で警戒レベル4 避難勧告又は避難指示(緊急)発令時で危機管理部長が必要と認めた場合 ◎林野火災における空中消火実施時で危機管理部長が必要と認めた場合 ◎住家被害が <b>想定される災害が発生した場合</b> 等で危機管理部長が各部の連携が必要と認めた場合	<b>◎今後、特別警報の発表並びに住家被害及び死者が想定される大規模な災害の発生が予想される場合等で、全部局での対応が必要と知事、副知事又は危機管理監が認めた場合</b>	◎特別警報(大雨、暴風、暴風雪、大雪)の発表時 ◎県内で警戒レベル5 災害発生情報発令時 ◎複数の住家被害及び死者が <b>想定される大規模な災害が発生した場合</b> 等で、全部局での対応が必要と知事が認めた場合	◎複数地域振興局管内で、 <b>複数の住家被害及び死者が想定される大規模な災害が発生した場合</b> 等で、全庁的な対応が必要と知事が認めた場合			
過去の事例 (平成以降) 主なもの		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年6月浅間山小規模噴火(当時は警戒・対策本部)</li> <li>平成30年7月豪雨</li> <li>平成30年長野県南部震度4</li> <li>平成30年4月飯田市林野火災(当時は警戒・対策本部)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年6月松本市震度5強の地震(当時は警戒・対策連絡会議)</li> <li>平成27年3月岡谷市林野火災</li> <li>平成30年5月栄村震度5強の地震</li> <li>平成21年8月駿河湾の地震</li> <li>令和元年8月浅間山噴火</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年2月大雪</li> <li>平成26年7月台風8号大雨災害</li> <li>平成26年9月御嶽山噴火災害</li> <li>平成26年11月神城断層地震</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年7月豪雨災害</li> <li>平成19年新潟県中越沖地震</li> <li>平成23年長野県北部の地震</li> </ul>				

※状況変化に応じて、参集範囲は拡大、縮小する。 **※運用の中で不備があれば修正する。**

※【警戒事態】すべての給水機能の喪失、原発立地県(新潟県、静岡県)での震度6弱以上の地震の発生又は立地県で大津波警報が発令  
 【施設敷地緊急事態】全電源喪失(5分以上)又は原子力事業所区域の境界付近で基準以上(原災法第10条)の放射線量が検出された場合  
 【全面緊急事態】原子炉の全冷却機能喪失又は原子力事業所区域の境界付近で基準以上(原災法第15条)の放射線量が検出された場合

警戒・対策本部設置時における部局長等自動参集範囲(災害対策本部設置時は全部局長)

1 表の運用

- 「○」が付された部局長等は自動参集
- 災害の様態に応じて、「○」が付されていない部局長等についても、危機管理監からの指示により参集
- 部局長参集不可の時は、長野県庁大規模地震発生時業務継続計画に定める「職務代行の順位」に基づき代理で参集する。

例 企画振興部長代行順位：第1順位 総合政策課長、第2順位 総合調整幹兼課長補佐

災害種別	警戒・対策本部参集基準抜粋	危機管理部長	企画振興部長	総務部長	県民文化部長	健康福祉部長	環境部長	産業労働部長	観光部長	農政部長	林務部長	建設部長	会計局長	企業局長	教育次長	
震災	◎県内震度5強の地震発生時 ◎南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は(巨大地震注意)発表時	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
火山災害	◎噴火警戒レベル3(入山規制)発表時<レベル未導入の火山は火口周辺警報(入山危険)発表時> ◎噴火速報発表時	○					○		○		○	○				
原子力災害	◎柏崎刈羽原発、浜岡原発で「施設敷地緊急事態※」が発生した場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
風水害	※初動の情報で警戒・対策本部とする事態は想定なし ○主に災害対策本部設置後、被害が限定的だった又は災害応急対策が完了した場合に設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
雪害		○	○									○			○	
航空災害		○	○													
道路災害		○									○	○	○			
鉄道災害		○	○													
危険物等災害		○					○	○	○				○			
大規模な火事災害		○	○										○			
林野火災		○										○				

施設敷地緊急事態：全電源喪失（5分以上）又は原子力事業所区域の境界付近で基準以上（原災法第10条）の放射線量が検出された場合